

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁保発第182号
平成21年12月11日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察学校長

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第三十一条第二項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者を指定する件について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第三十一条第二項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者を指定する件（平成21年国家公安委員会告示第28号。以下「告示」という。）が、別添のとおり本日公布された。

告示の趣旨及び留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項による年少射撃資格の認定のための講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第31条第1項及び第2項により、都道府県公安委員会が開催に関する事務の一部を適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で国家公安委員会が指定するものに行わせることができることとされている。

このたび、社団法人日本ライフル射撃協会から、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）第2条第1項による申請があり、指定の基準に適合していると認められるため、令第31条第2項により平成21年12月10日付けで当該法人を指定したものの。

2 留意事項

- (1) 法第9条の14第3項において準用する法第5条の3第4項中「事務の一部を…行わせる」とは、当該事務の一部を委託することであり、委託した事項に関しては、都道府県公安委員会が行ったと同じ効果を持つものである。

- (2) 令第31条第1項に基づき都道府県公安委員会が行わせることができるのは、年少射撃資格講習会の講習のうち空気銃の使用の方法に関する講習である。
- (3) 年少射撃資格講習会は、非常勤の職員に任命した射撃指導員に行わせる場合その他の都道府県公安委員会が行っていると認められる場合を除き、令第31条第2項による指定を受けた者（以下「指定法人等」という。）以外の者には行わせることができない。
- (4) 年少射撃資格講習会において実際に講習を行う者は、指定法人等が規則第1条第2項第2号に規定する講師として届け出た者の中から選出させること。
- (5) 講師に講習を行わせるときは、講習会の開催に際して指定法人等に依頼文を发出するなど、指定法人等に当該講習の開催に関する事務の一部を行わせていることが外形的に明らかとなるようにすること。

3 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会に関する留意事項

法第5条の3第1項による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「猟銃等講習会」という。）の開催に関する事務の一部を行わせることができる者として、都道府県公安委員会が猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行なわせることができる者として指定する件（昭和41年国家公安委員会告示第1号）及び都道府県公安委員会が猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行わせることができる者を指定する件（昭和55年国家公安委員会告示第7号）により、社団法人大日本猟友会及びその地方加盟団体等を指定しているところ、それらの者に猟銃等講習会の開催に関する事務の一部を行わせる場合も上記2と同様の取扱いを行うよう留意すること。

○ 国家公安委員会告示第二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年
政令第三十三号）第三十一条第二項の規定により、
平成二十一年十二月十日付けで次の者を指定した
ので、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及
び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関
する事務の一部を行わせることができる者の指定
に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則
第十一号）第三条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月十一日

国家公安委員会委員長 中井 洽

- 一 名称 社団法人日本ライフル射撃協会
- 二 住所 東京都渋谷区神南一丁目一番一号
- 三 事務所の所在地 東京都渋谷区神南一丁目一
番一号